

社会福祉法人与布土福祉会 役員等の報酬等の支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人与布土福祉会の法人業務に伴う、評議員選定・解任委員、評議員、理事、監事に対する費用弁償・旅費について定める。

(支給対象業務)

第2条 費用弁償・旅費を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員選定・解任委員会、理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立ち会い
- (4) 役員研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

第3条 前条の第1号か第3号の業務を行う場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

支給対象者	1日あたりの額
理事、監事	2,000円
評議員選定・解任委員、評議員	1,000円

2 前条の第4号及び第5号の業務を行う場合は、費用弁償として「社会福祉法人与布土福祉会旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。

旅費の計算は原則として、対象者の住所地を起点とする。

3 前条の第6号の業務を行う場合は、第1項または第2項のいずれかを適用する。

(雑則)

第4条 この規程に定めのない事項については、その都度定める。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。